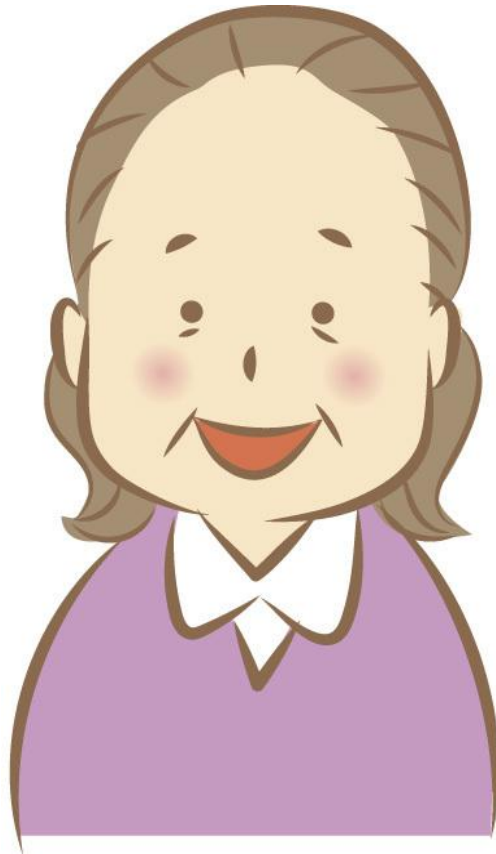


枚方市社会福祉協議会
あなたの想いを届けます基金
「次世代育成 幸子ファンド」プロジェクト
助成事業実施要綱
(令和9年度助成分)



社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会

1. 主 旨

長年に渡る景気低迷や物価高騰による影響は、現役世代、特に若年世代への経済的ダメージを与えている。中でも非正規雇用労働者やひとり親等、経済的弱者に与える影響が特に大きく、それは必然的に子ども世代へのダメージにつながっている。他にも、以前から問題となっている不登校、引きこもり、児童虐待等、超高齢社会の中で次世代育成が叫ばれながらも、これらの課題が解決されたという声は聞くことができない。

枚方市社会福祉協議会では、令和2年度より「あなたの想いを届けます基金制度」をスタートし、「幸子さん」より寄せられた寄付金で「幸子基金」を設立した。この基金は、寄付者の「幸子さん」が枚方市の福祉向上のため、困っている人たち特に子どもや若者の助けになるよう使って欲しいという想いを実現するためのものである。

市民が自らの力で問題を解決していくことを応援するため、基金を活用し、市内の非営利福祉活動団体やソーシャルビジネス団体等が取り組む先駆的な活動を支援していく。

2. 助成対象団体

主に枚方市内に活動拠点を置く継続性のある団体のうち、次世代育成に対しての児童などへの支援等、枚方市の福祉向上のために活動している団体で以下の要件を満たすものとする。（すべての要件が必要）

- ①非営利団体であり、法人格の有無は問わない
- ②1年程度の活動実績があること
- ③団体構成員が5人以上で本市に在住・在職・在学のメンバーが在籍していること
- ④団体規約等を定めていること
- ⑤事業の記録と成果報告が適切にできること
- ⑥宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- ⑦暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと
- ⑧枚方市全域を活動対象としていること
- ⑨その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと

3. 助成対象事業

（1）枚方市内の児童分野における地域課題の解決に資する事業

- ①学習支援
- ②不登校学生支援
- ③ヤングケアラー支援
- ④若年層引きこもり者の社会復帰支援
- ⑤その他、枚方市の福祉増進に資する活動

(2) 対象外の事業内容

- ①対象者に対し、直接、金銭を給付するもの
- ②介護保険制度や障害者総合支援法などの公的サービスの対象となるもの
- ③国及び地方公共団体の負担金、補助金等の対象となるもの
- ④団体事務局の事務運営のみに使用するもの
- ⑤営利を目的とするもの
- ⑥助成事業の対象を一部地域の住民に限定しているもの
- ⑦その他、本会会長が不相当と認めたもの

4. 助成の種類

種 類	助 成 上限額	助成期間	内 容
事業支援助成	20万円	1年間	枚方市内で実施する、次世代育成に関する新たな取り組みもしくは、既存の取り組みをバージョンアップするための資金助成

5. 助成事業実施期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日の間に行う事業

6. 助成金額・内容

運営経費（備品費、消耗品、通信費、講師謝礼、資料代、賃借料、材料費等）として【 上限年額20万円 】

※団体構成員の人件費は対象外

7. 選考方法

申請があった際、選考委員会にて申請内容に基づき助成の必要性が高いものを選考し決定する。面談等で選考委員から直接質疑を行うことがある。なお、選考にあたっては課題への効果や継続性などを総合的に判断する。

8. 助成の申請方法

所定の申請書と必要書類を下記へ提出する

(1) 申請書（様式1-1）, (様式1-2) (2) 予算書（様式2）
(3) 請求書（様式3） (4) 決算書（様式4） (5) 報告書（様式5）

※昨年度団体事業報告、決算書、団体規約等も合わせて提出すること

9. 募集期間

令和8年9月1日(火)から10月16日(金)まで

(窓口時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時30分)

※申請にあたり事前相談可。書類作成や用途などの相談や質問がある場合は、問い合わせ先（下記参照）まで連絡すること

10. 助成金の交付決定及び請求について

- ①交付決定は、12月下旬に書面にて通知
- ②請求は、令和9年4月1日から10日までに、請求書（様式4）を提出すること

11. 助成金交付予定日：令和9年4月下旬以降

12. 報 告

助成金の交付を受けた団体は、助成事業終了後、概ね1か月以内に事業報告書と必要書類を社会福祉協議会へ速やかに提出すること

13. 助成金の取り消し・返還

下記に該当する場合は、助成金の決定を取り消し、すでに助成金が交付されている場合は返還が必要となる

- ①助成金を申請の内容以外のものに使用したとき
- ②期限までに報告書が提出されなかったとき
- ③何らかの事情で計画通りの活動ができず助成金が余ったとき

14. その他

1団体1申請とする

15. 書類提出及び問い合わせ先

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会 総務課

〒573-1191 枚方市新町2丁目1-35（枚方市立総合福祉会館4階）

TEL 072-844-2443 FAX 072-807-5779